

# 檜葉町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

令和3年3月 策定

住宅の耐震化を一層促進し、檜葉町民の安全・安心を確保するため、具体的な行動計画となる「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を以下のとおり策定する。

## 1 目的

檜葉町耐震改修促進計画に掲げる住宅の耐震化目標（令和7年度の住宅耐震化率95%）を達成するため、必要な取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、本プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を促進することを目的とする。

## 2 実施取組期間

令和3年度 ～ 令和7年度（4年間）  
※檜葉町耐震改修促進計画の計画期間とする。

## 3 対象区域・建築物

- ・檜葉町内全域
- ・旧耐震基準（昭和56年5月31日以前に工事が着手されたもの。）で建設された木造戸建住宅

## 4 取組目標

### 【実施計画】

|          | 取組内容  | 令和3年度目標             |
|----------|---|---------------------|
| 財政<br>支援 | ・対象建築物の耐震診断費の一部を補助  | 1戸                  |
|          | ・対象建築物の耐震改修費の一部を補助  | 1戸                  |
| 普及<br>啓発 | 1. 耐震診断の未実施者に対する対応<br>①対象建築物の所有者等へ耐震化に関するダイレクトメール送付やポスティング等を実施<br>②戸別訪問の希望者には、直接訪問して説明                    | ①243戸配布<br>②希望者全員   |
|          | 2. 耐震診断の既実施者に対する対応<br>①当該年度耐震診断実施者に補強計画・概算費用を提示<br>②耐震診断を実施後も耐震改修等に至らず、1年以上経過している者に対し、ダイレクトメールや電話等で耐震化を促す | ①診断実施者全員<br>②28戸    |
|          | 3. 事業者に対する対応（技術力向上）<br>①事業者向けの技術講習会開催参加呼び掛け<br>②耐震改修事業者リストを檜葉町の広報媒体（広報誌、Web等）にて周知                         | ①講習会を案内<br>②広報媒体掲載  |
|          | 4. その他、一般向けの対応（周知普及）<br>①住宅の耐震化に関するチラシを作成し、檜葉町の広報媒体で周知<br>②住民向け説明会やパネル展示等を実施                              | ①広報媒体掲載<br>②説明パネル展示 |